

# 2018年度 事業計画

## I. 協会業務全般

### 1. 協会経営、活動

2018年度の収入、収益は、協会の安定的経営が行える水準を計画する。2017年度においては、会員の減少に伴い会費収入が若干減少したものの、受託事業の一定額の確保、支出額の適切な管理によって、良好な収支バランスとなった。2018年度は、2017年度実績の考え方を踏襲する予算を計上し、安定的な収入見込みのもと、協会活動の活発化を図る。

### 2. 会員制度の検討

会費無料会員制度の導入を視野に 2016年度に検討を開始した会員制度に関しては、幅広い会員の賛同が得られる成案となるよう、会員区分の見直し、会員拡大のための取り組みを含め 2018年度も引き続き検討を継続する。

## II. 公益目的事業の推進

公益目的事業は、当協会が一般社団法人に移行する際公益認定等委員会に提出した「公益目的支出計画」に沿って実施することが求められている。2017年度まで順調に推移しており、2018年度もおおむね同一の事業内容を踏襲する。

### 1. 安全管理者養成等講習研究会の開催

#### 1) マリーナ安全管理者養成講習会

安全管理者養成講習会を冬季に実施する。講習内容は、時代に対応するようなテーマを検討し、マリーナ及び顧客の安全向上に資するものとする。

#### 2) プレジャーボート対策講習研究会

プレジャーボート対策講習研究会を年2回東京で開催する。2018年度には、プレジャーボート放置対策に向けた検討が国土交通省及び関係港湾管理者等により予定されており、これらの動きと連携して、プレジャーボート対策及びマリーナの適切な関わり方に関して報告、討議を行う。

#### 3) 公共三セクマリーナ講習研究会

公共、三セク、指定管理者マリーナを中心とした管理運営に関する講習研究会を年2回、東京で開催する。講習研究会の内容は、公共、三セクマリーナの経営問題等に関する最近の状況を踏まえた適切な議題とする。

### 2. 視察研修会の開催

2018年度のマリーナ・ビーチ国内視察研修会を秋季に計画する。視察研修地域のバランスを勘案し、適切な地域を選定する。

### 3. マリーンウィークの開催

全国各地のマリーナ等が連携して、体験乗船会、その他の様々なイベント等を行う『マリーンウィーク 2018』を実施する。マリーンウィークは、当協会発足時から継続実施している事業であり、2018年度も、会員主体事業の一環として当協会が主催し、協会支部委員会等においてマリーンウィーク事業の内容充実を検討の上、関連 4 団体の協賛を得て開催する。

### 4. 優良マリーナの認定等

2018年度も継続して、優良マリーナ認定申請の受付と認定を行う。災害支援やバリアフリー対応の充実等の公的支援、安全性の向上、並びに顧客満足度の向上等が求められていることに鑑み、認定審査基準の見直しを図る。また、優良マリーナ制度が関係者に広く認知されるよう、周知徹底の広報活動を積極化させる。

### 5. 災害活動支援事業

2018年度には、2017年度に取りまとめた成果を踏まえ、小型船を活用した災害活動支援計画の検討を充実させ、マリーナの公的貢献策の充実を図る。

## III. 収益事業の推進

### 1. 受託調査業務の実施

近年受注量を拡大し、協会の財務状況を好転させる要因となった受託調査の実施は、協会の経営基盤を支える重要な事業である。2018年度には、近年実績とおおむね同程度の受注額を計画し、会員事業、公益事業とのバランスの下で適切に実施し、一定の利益が確保できるよう努める。

### 2. 出版事業の実施

2018年度は、新規の出版物の刊行、販売は予定しないが、マリーナ関係の図書に関し新たな出版物の発刊の準備を進める。

## IV. 会員事業の推進

### 1. 施設整備・運営研究事業の推進

#### 1) 各種資料の改定

「港湾の施設の技術上の基準・同解説」が改訂されたことを踏まえ、「プレジャーボート用浮棧橋設計マニュアル」の改訂に着手するとともに、「全国マリーナガイド」、「ビーチ計画・設計マニュアル」等の協会作成各種資料は、作成後一定の期間が経過していることに鑑み、2018年度は、これら資料の改定、もしくは関連する資料の新規作成の準備作業を開始する。

## 2) 21世紀マリーナの会の開催

マリーナを取り巻く様々な課題に関して会員間の情報、意見交換を行うため、昨年度と同様に「21世紀マリーナの会」を開催する。

## 3) 自主調査研究業務の実施

マリーナとビーチの有機的連携やメガヨットの寄航機運が高まっていること、屋形船や小型海上バスへの対応など、マリーナ界を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえて、当協会関係業務の知見の集積を図るため、自主事業として調査研究を実施する。

## 2. 広報関係事業

### 1) 会報の発行

会報内容の充実を図りつつ、会報 122 号、123 号及び 124 号を発行し、配布する。

### 2) ホームページの充実

会員間の情報共有のプラットフォームとしての充実を図るとともに、当協会の活動やマリーナ界の状況に関して顧客への情報提供を活性化するため、ホームページの一層の充実を図る。

## 3. 支部活動及び支部の再編

会員主体事業を活発化させるため、県支部を中心に発足した「教育委員会」、「放置艇委員会」、「マリーナウィーク委員会」等の会員事業委員会を継続活動する。

会員数の減少等もあり、支部が形成できない地域が存在するとともに、一般社団法人移行後、支部の位置づけが不明確なものとなっている。広域支部を含め支部の再編、支部の位置づけの明確化を検討、実施する。

## 4. 東京オリンピックマリーナ協議会の活動

東京オリンピックセーリング競技に関して、各種情報の収集と参加会員間の情報交換、円滑な競技を実施する上で必要な提案等を行うことを目的に設立された「東京オリンピックマリーナ協議会」を支部と連携しつつ、必要な活動を展開する。

## 5. マリーナ総合賠償責任保険制度

2018 年度も引続き、マリーナ総合賠償責任保険制度を継続する。一層の周知と加入促進を図る。

## 6. 海洋性レクリエーション関係団体等との連携

(公社)日本海難防止協会、(一財)日本海洋レジャー安全・振興協会はじめ海洋性レクリエーションに関連する各種団体や海岸関係団体等と連携して、マリーナ及びビーチの安全かつ円滑な利用、海洋性レクリエーション振興のための諸活動を行う。

## 7. 国、地方自治体の開催する委員会等への参加

国土交通省、環境省、地方自治体等が開催するマリーナ、海岸環境等に関する委員会等に、要請に応じて参加する。

## 8. 海外との交流

国際航路会議（PIANC）に出席するなど、必要な活動を行う。その他の国際的活動にも可能な範囲で参画する。